

## 決算特別委員会会議録

日時 平成21年10月28日(水) 開会時間 午前10時 4分  
閉会時間 午後 2時55分

場所 第3委員会室

委員出席者 委員長 望月 清賢  
副委員長 丹澤 和平  
委員 中村 正則 皆川 巖 高野 剛 大沢 軍治  
山下 政樹 鈴木 幹夫 石井 脩徳 堀内 富久  
竹越 久高 岡 伸 金丸 直道 武川 勉  
清水 武則 河西 敏郎 小越 智子

委員欠席者 内田 健

説明のため出席した者

福祉保健部長 小沼 省二 福祉保健部理事 清水 享子  
福祉保健部次長 古屋 博敏 福祉保健部次長 杉田 雄二  
福祉保健部参事 水谷 均 福祉保健総務課長 三枝 幹男  
監査指導室長 前嶋 修 長寿社会課長 桐原 篤  
国保援護課長 山本 節彦 児童家庭課長 清水 郁也  
障害福祉課長 深尾 嘉仁 医務課長 山下 誠  
県立病院経営企画室長 篠原 道雄 衛生薬務課長 清水 利英  
健康増進課長 荒木 裕人

森林環境部長 小林 勝己 林務長 前山 堅二  
森林環境部理事 榊原 章男 森林環境部次長 宮島 茂  
森林環境部次長 山本 正彦 森林環境部技監 渡邊 晴夫  
森林環境部技監 石山 利男 森林環境総務課長 望月 洋一  
環境創造課長 小野 浩 大気水質保全課長 時田 寛幸  
環境整備課長 橘田 恭 みどり自然課長 神津 孝正  
森林整備課長 宇野 聡夫 林業振興課長 安富 芳森  
県有林課長 佐野 克己 治山林道課長 深沢 武

議題 認第1号 平成20年度山梨県一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の件

審査の概要 午前10時5分から午後2時55分まで福祉保健部及び森林環境部関係の部局  
審査を行った(午前11時40分から午後1時5分まで休憩をはさんだ)。

主な質疑等 福祉保健部、森林環境部関係

(社会福祉団体等関係助成費について)

山下委員 幾つか教えてください。

まず、福祉関係で、福7ページのその他の社会福祉団体等関係助成費というの  
があるんですけど、この内容を教えていただきたいです。もし資料が多岐にわた  
るようでしたら、後で資料を出していただいても結構です。

三枝福祉保健総務課長 これは、新たに社会福祉事業とか、あるいは施設を整備するという場合に、福祉医療機構や、その他の金融機関から借り入れたお金に対する利子補給を県で行っております。あるいは、社会福祉事業に従事する方たちの共済に対して県で補助をしておりますけれども、そういった経費でございます。

山下委員 多岐にわたるといいますから、後で資料を出してください。

**(国民健康保険安定化対策事業について)**

それで、福の9ページで、国民健康保険安定化対策事業、これの内容を教えてくださいいただけますか。

山本国保援護課長 安定化事業の58億円余でございますが、これには5点ほどあるのですが、国民健康保険の高額医療費の共同事業の負担金がございます、これが3億5,000万円になります。あとは、大きいものといましては、国民健康保険の基盤安定負担金で、これは、国民健康保険は低所得者の加入数が多いのですが、この人たちに対する7割、5割、2割という、低所得者対策のための負担金です。ほかに大きいのは、国民健康保険の調整交付金があります。これは、それぞれの給付費の約7%を県のほうで負担するというものです。大きい金額は以上です。

山下委員 それも多分多岐にわたっているんで、後で資料を出していただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

**(乳幼児医療対策費について)**

次に、福の10ページで、乳幼児医療対策費です。窓口無料化を始めたのは、去年からだったでしょうか。窓口無料化をやる前と今度のものとの、金額的にはどれくらい差があるのですか。

清水児童家庭課長 窓口無料化につきましては20年4月から実施したところでありますが、20年度の決算につきましては、診療月から2カ月ちょっとおくれますので、19年2月分から20年1月分までという、10カ月分程度の対象だけで比較してみると、大体23%から24%程度の増加が見られました。

山下委員 ですから、23%であると、金額にするとどれくらいなのですか。わからなかったらいいですよ、後で結構ですから。

清水児童家庭課長 20年度決算全体の数字でいきますと、いわゆる償還払いの分もあります。また、今まで償還払い分の領収書をためていた方等もございまして、その辺の金額がふえております。それも含めて、19年度、20年度を比較しますと、おおむね数字的には、約1億6,000万の増加が見られます。

山下委員 後でまたよく教えてください。

**(産業廃棄物処理対策費について)**

今度は森林の関係で、森の5ページですけど、産業廃棄物処理対策費の計上が2,254万6,000円ですが、この下のところの、全体の対策費は2,000万なんですよね。それで、成果説明書114ページの産業廃棄物排出抑制に取り組む事業では2万8,000円ということです。成果説明書を見てみると、括弧書きで1,500万ともあります。金額が全然あわないのですが、2,000万の残りの事業はどこに行ったのかなと。

橘田環境整備課長 委員のおっしゃった2,200万円につきましては、産業廃棄物の処理対策費

ということで決算を打っています。

その中の2万8,000円の部分については、トライ産廃スリムという略称で呼んでおりますけれども、排出抑制に取り組んでいる事業者につきまして、県のホームページで紹介をしたり、その事業者の会社に、そういった取り組みをしているということでシール等を張ってもらうと、そういう事業でございます。残りにつきましては、PCB廃棄物の処理対策費が約1,700万円、それから、ミニ処分場、これは昔、民間事業者が法規制がないままに処分場を埋め立てたところですけども、そこの水質検査に要する費用等々が残りの分でございます。

山下委員

少ない2万8,000円だけが書いてあって、肝心のほうが書いてないというのは、書き方が逆のような気がします。

**(県産材の安定供給と新たなマーケット開拓について)**

次に、成果報告書の33ページで、8番の県産材の安定供給と新たなマーケット開拓とあるのですが、多分これは、毎年、ずっとやっているのではないかなと思うんだよね。要するに県産材の安定供給を図るために、県内の3流域を拠点とする、中心とする県といろいろ連携を図って、広域流通対策や販売促進活動を行っているというふうに書いてあります。多分ことしから始めたのではなくて、前からかなりやっていると思うんですね。では、それはことしから始めたのではなくて、いつから始めたのか、教えていただけますか。

安富林業振興課長

県産材の振興につきましては、形を変えながら継続して行っているところですけども、当初のことはちょっとわかりませんので、調べてお答えしたいと思います。

山下委員

また後で教えていただければと思います。

ただ、僕が言いたいのは、毎年同じことをやっても意味がないと。当然テーマが決まっているのだし、時々状況や、社会情勢などが変わっているから、当然そういうものをテーマにして協議会をしたり、販売促進をしているわけですよ。販売促進なんて、結局は毎年やることですから、逆に言えば今さらまた何をやっているのかなという感じもしないでもないですけど、当然毎年やらなければいけないことだと思います。大いにそういうものにお金を使っているのだったら、やはりそれなりに成果も当然見えてこなければならぬでしょうし、そのことをまた教えていただきたいと思っています。

**(希少野生動植物の保護対策費について)**

あと、106ページの7番ですが、単純なことなのですけども、希少野生動植物の保護対策費での、希少動物というのは何に当たるのですか。

神津みどり自然課長

希少野生動植物につきましては、県の条例にあります希少野生動植物の保護に関する条例という中で指定されているものが22種ありまして、それが植物の21種と鳥類の1種ということです。

山下委員

それはわかっています。その内容を少し言ってください。

神津みどり自然課長

まず、植物ですとキタダケソウやキタダケキンポウゲ、それから、鳥類だとライチョウというような動物でございます。

山下委員

これも毎年やっていて、ことし初めてやっているわけではないと思うんですよ。だから、もう少し何か、去年よりは何か違ったものがあるのでしたら、教え

ていただければ。なければいけないで結構です。

神津みどり自然課長 これにつきましては、条例ができて、20年度から施行されております。その関係で、20年度につきましては、指定するための委員会などを設置してやっております。

**(簡易作業路の作設士の認定について)**

大沢委員

1点だけお聞きをしたいと思います。

説明書の中で、32ページに林道の関係があります。間伐を推進するためにということで、作業路をつくるための認定講習会だとか、その次のページの森林の担い手については、どういう方々にどういう講習会等を行ってきて、どういう林道をしてきた成果があるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

宇野森林整備課長

今御質問いただきました32ページの作業路の作設士ということで、20年度は10名ほど認定させていただいておりますが、これにつきましては、昨今、間伐を推進するために、それほど経費をかけないで作業道をつくるということの取り組みが全国的にされております。

この作設士の方は、森林組合ですとか、あと、林業事業体で、実際に重機を扱いながらオペレーターをする方や、あるいはそういった方を指導する方を対象にした講習会ということで、実際に現場に行き、機械を使って操作の実習をしたりということで、講習を実施してきているところでございます。

大沢委員

この間、テレビを見ていたら、なるほどなと思ったんです。それは、今、企業の人たちに耕作放棄地の対応をしてもらって、ある県ではそれを林業に生かしているんですよ。

間伐などを企業がやる。企業の方々、特に建設業の方々が間伐するために現地に入るには、どうしても林道をつくらなければなりません。ところが、自分たちは技術をよく知っているんですよ。そうすると、安くできるんです。だから、こういう機会を通して、そういう方々や企業へも林業従事というふうなことを指導してきたかどうか、その辺を聞きたいです。

宇野森林整備課長

昨今、私もそういった報道等を拝見しているのですが、今、建設業のほうから、そういったオペレーターの方がいらっしゃって、山のほうの仕事もやっていただきたいということで、建設業の方への働きかけ等もこれまで実施してきております。

大沢委員

もう最後にしますが、そういう働きかけをしているけれども、成果はどうか、また、これからどういう方向でやっていくか、そのことを最後に聞きたいと思えます。

宇野森林整備課長

今すぐに直接の成果ということをお説明申し上げられないことは申しわけないのですが、県土整備部とも連携しまして、例えば建設業者さんが集まるような場で御説明をさせていただいたりといった取り組みをしています。

一方で、それぞれの事業者の方の事業量の都合や、平場で土木工事をされている方がいきなり山に行くと山の作業道の工事にすぐにかかるかということ、なかなか技術力がないということもございますので、先ほどの作設士の方などと連携しながら、そういった関心を持っている企業さんには実際に山に行ってもらって、こういった形でできるということをこれらからも推進していきたいと考えて

います。

**(救急医療体制について)**

竹越委員

主要施策成果説明書の72ページであります。

救急医療体制についてお伺いをしたいと思います。

救急医療の話では、救急救命センターや、あるいはドクターヘリという、いわゆる3次救急については華々しく語られます。御案内のように、初期医療、1次医療から3次までの体制を組んでおられて、特に1次、2次についてはあまり語られてきませんでした。そんな気がいたします。私もたまたま足をけがしたときに、近くの当番の病院を探して行ったのですが、すぐ対応してくれるところが近くにあるというのは大変ありがたいことだなという感じがいたしておりますから、ちょっとしつこくなりますけれども、お願いをしたいと思います。

私がいろいろ説明することではないんですけれども、1次医療は在宅当番医制、2次のほうが病院群輪番制と、ここにありますよね。初期医療と2次医療と資料に書いてありますが、小児救急等については今回は取り上げません。歯科についても取り上げません。

1次について言うと、県下全体では県、市町村が半分ずつ負担をしていて、総額1億円で、県はその2分の1ぐらいを負担しているわけですね。2次医療については一般財源化が図られましたから、市町村が負担をする形です。しかし、この体制については、県が主導しながら、圏域ごとの中で、地域ごとに輪番制を組んでやっておりますから、そういう意味で、県は無関係ではなくて、むしろ仕組みとすれば県が主導しながらやっていると考えたほうがいいと思っています。それで、直接県は負担していないけれども、2次では約2億円ですから、1次、2次、合わせて3億円強が診療所ないしは病院に交付をされて、それで1次医療の救急体制が維持をされているわけでありませぬ。

そこで、まずお聞きをしたいのは、この資料の中で、1次、初期医療のほうからお聞きをしたいと思います。在宅当番医制で、休日が19、夜間が5施設とあります。夜間の5というのは、圏域及びその地域でどこのことを指しているのか明らかにしてください。

山下医務課長

夜間の5施設でございますが、甲府市、中巨摩地区、笛吹地区、都留の4地区で、中巨摩が2カ所ございますので、計5施設でございます。

竹越委員

申しわけありません。私、先に資料を求めて、もらっておりますから、それに沿いながら聞いています。したがって、委員の皆さん方には大変失礼な話ですけども。

それで、逆に言うと、さっき挙げられなかった以外のところでは、在宅当番医制は、夜間はやっていないということですよ。それはお答えは要らないです。当然、以外のところは夜間はやっていないわけですよ。

それで、まず、在宅当番医制のほうで夜間の実施が少ないのは、本来的にはきっと夜も1次の体制は組むことになっていたんだろうと思います。基本的な話として、1次、初期医療と2次医療と分けて組み立てた、その心を御説明いただきながら、さっき言った、何で夜間が少ないのかということも含めてお答え願いたいと思います。

山下医務課長

救急医療体制を、まず1次、2次と、それから3次という体制で組んだ考え方でございますが、やはり身近なところで、軽微という表現が適当かどうかわかりませんが、軽い病気の場合には身近なところにかかっていたら、ひよっと

したら入院加療が必要だというような状況の場合には、病院のほうに来ていただくというのがいいのではないかとことです。1次、2次で、生命等にかかわる危険性があるような場合には、さらに高度な医療技術、医療施設を持った救命救急センターといった第3次救急を利用させていただいたほうが効率的ではないかという考え方で、もともと1次、2次、3次という救急体制の組み立てになっております。

1次の休日はすべての地域で在宅当番医制度がございますが、夜間については先ほど申し上げたような状況でございまして、それがなぜかということですが、1つは、例えば前年の19年度には、東山地区でも夜間をやっていたという例がございまして、そのときの夜間の1日当たりの平均利用者数が0.2人で、極端に言うと1人来なかったという状況もございまして、やっぱり受ける側のほうで、たまたまかかりつけのお医者さんがその日の当番をやっていたらいいのですが、そうでないときに、在宅当番医がどこかというのをわざわざ探して、場所を見つけながら行くということをやっているという状況でございまして、なかなか在宅当番医を利用していない状況です。

もう一点は、どうせ診てもらおうのだったら、いろいろ施設が整っている病院に直接行ってしまえという傾向があるようでして、なかなか在宅当番医を利用していない状況です。

あとは、ドクターサイドの話もあるのですが、昔と違ってきて、開業している先生の自宅と医院とが同一敷地にあるという方がだんだん減ってきてまして、自宅はどこか遠くにあり、医院は別の場所で開業しているという例です。そうすると夜間対応しづらいような状況があり、夜間の1次、2次についてもそれぞれの地区でお話し合いをいただいて、2次の当番病院のほうにお願いしているという状況でございまして。

竹越委員

今のお話はよくわかりまして、私も病院を探すときに、診療所は探さなかったです。最初から当番の病院はどこだろうかなと探したので、やっぱり病院志向というのは当然あると思います。

ただ、基本的な考え方として、病院にばかり集中するのはいけない、なおかつ身近でということでも在宅当番医制度をつくってきたわけですね。さっき東山の話が出まして、19年度から20年度にかけては、どこか1カ所はやめたということですが。

利用度の話で、昼間は確かに、土曜日も含めて休日、祝祭日は結構利用が多いのですが、夜間の利用が少ないことは何となくわからないわけではない。ただ、いただいたこの資料の中で、笛吹のところは、極端に利用者が少ないです。当然夜間もやっているけれども、昼間だって、休日だってやっているわけだ。なのに、極端に少ないのであります。例えば東部などに比べると、東部地域も同じように夜間も1診療所でやっているから、全体の交付額、補助金の交付額としたら、ほぼ同じくらいなんですよね。しかし、数字からいえば、笛吹のほうは利用者が10分の1ぐらいだな。かといって、東部がそんなに多いわけではない。まあまあ普通かなと思うわけですが。

本当は、今、私がお話ししているような、こういう実績の資料などがこういうところで配られて、これがだめと言うわけではないのですが、検討されるのが本来の決算委員会のあり方だろうと思っています。本当は出していただきたいのですが、すけども、あまり目に触れていただけないような資料だったと思いますから、私だけ話しています。

今言った、在宅当番医について、笛吹が何でこんなに利用が少ないのかというのは、何か要因があるのですか。

山下医務課長

先生のお手元に行っております資料では、笛吹市の在宅当番医の平成20年度の患者数が454人。東部は、4,163人という数字をもとに、笛吹がなぜそんなに少ないかというお話だと思います。

実態としまして、笛吹市ですと、夜間の在宅当番医のところに来る患者数の平均が1日当たり0.5人ということです。片や東部、都留のほうでございますけど、1日平均6.7人ということで、10倍ぐらい違うということでございます。やはり直接2次救の病院のほうへ行かれる方のほうが、笛吹の場合は多いのかなという感じでございます。

竹越委員

多い、少ないは、さっき私が言ったことを数字でお答えいただいたので、それはわかります。

支払われているのは、患者が来なくても当番として窓口を開く、夜も眠らないでいるということであるから、これはしょうがないんですけど、ただ、せっかく県が主導して、そういう体制を組みながら、余り期待をされないというか、利用されていない。片やいっぱい利用されているところがあるわけだ。東部なんてそんなに利用が高いとも思えない。ごく普通だよ。その10分の1ぐらいというのは、やり方にも問題があるというのか、今だけのお答えだと必ずしも納得しかねるのでありますよ。

もう少し、例えば当番医が芦川の奥のほうだからなかなか行きにくいなど、たまたまそういうこともあり、これは行きにくくなるわけだ。

病院のほうに行くといっても、笛吹のほうについては、2次医療の病院の患者数がべらぼうに多いわけではなく、どこかよそへ行ってしまふのかしれませんが。そういうことがありますから、ここだけ、ずっと責めるつもりはないんだよ。そういう実態があることについては、何か工夫の余地もないのかなということを行っているんです。結果がとんでもないと言うつもりはありませんから、そういう意味で、もう少し丁寧に中身を分析していただければありがたいと思っています。

山下医務課長

失礼しました。笛吹市に関しましては、在宅当番医に現在22の診療所で参加をさせていただいております。正直言いますと、参加していただいている中には耳鼻科や皮膚科などの先生方も含まれておりますので、必ずしも患者さんのニーズに合った在宅当番医が当番になっていない。そういう実態を利用される方もわかっているということが1つ。対比としまして、先ほどのお話を続けさせていただきますが、都留の場合には、都留市立病院が1次も担当するというので既に組み込まれておりますので、最初から病院に行く感覚でそちらへ行くというところで、数の違いが出ているのではないかと考えています。

竹越委員

恐らく利用するほうからすると、必ずしも利用するのに適した状況にないということであろうかなと思っていますよ。

もう一つは、輪番制を組んではいますけれども、輪番の当番医表に入る方々が少なくなるとか、だんだんお医者さんが少なくなっていると思いますけれども、そういう点で課題はないのでしょうか。担い手が少なくなっているのか、あるいは専門分化して、今おっしゃったような課題があるのかという点はどうですか。

山下医務課長

例えば峡南は、西八・南巨まで一緒にやっておりますが、もともと開業医の数がほとんどない状況で、いらしても御高齢で後継者がいないという状況ですので、1次の当番を組む際に最初から地元の病院を組み込まなければ、1次の救急体制がとれない状況になっている地区もございます。

竹越委員

1次についてはそのくらいにしておきますけれども、いわゆる2次医療は、地域の中核病院的なところが、これもまた、当番を決めながら担っていることであろうと思います。どこのエリアでもみんな、休日も夜間も店開きをしながらやっている状況であります。これまでも地域の医療体制を検討する中で、救急の当番を担うのが大変だというエリアもあり、病院によっては大変だということも聞いたことがあります。

19年度と20年度を比べて、輪番制から、ちょっとはずしてくださいとか、あるいは回数を減らしてくださいという病院はございましたでしょうか。

山下医務課長

ちょっと都合が悪いので輪番病院から離脱させてくれというお話は、19年度から20年度の間には2つの病院からございました。同時に、新たに参加していただいた病院が2つということで、トータルの数としたら一致しております。

竹越委員

1つは多分甲府かな。2次のほうへ中央病院をふやしたのかな。もう一つはどこですか。

山下医務課長

白根徳洲会病院です。

竹越委員

病院の輪番を組む区分けというのは、医療圏は4つなんですけれども、峡南は1つ、ほかの医療圏はきっと2つずつにきっと分けながら、そのエリアの病院で当番を組むと。たくさん病院があれば当番の回数は少なくて済むけれども、富士北麓は担っていただくところが2カ所で、そこでやっているから毎日やっているのか。

ただ、聞くところによると、病院の数だけではなくて病院の中の医師も少なくなっているから、こちらは在宅当番医よりもっと当番が頻繁であろうと思うんですよね。そうなると、その中で救急の医療を担う、輪番を受けるについても、病院の中での医師の確保が大変だという話も聞いたことがあるんですけど、そういう困難さについて具体的な課題があったら教えていただきたい。

山下医務課長

先生がおっしゃるとおり、2次救急の輪番病院も医師不足が叫ばれる中で、少ない人数で救急当直もやらなければならないということで、先ほど申し上げた離脱した病院も簡単に言いますとそういう理由でございます。

あわせて、先ほどの1次の在宅当番医のところでお話をしたように、結果的かもしれないですけど、軽症患者がいきなり病院に押しかけると。救急の統計でいきますと、救急車で搬送された方のうち46%ぐらいは、結果的には軽症患者であるというデータもございます。救急車で運ばれるのは年間3万人ぐらいいますが、約半数近くは、軽症であると。また、2次救急の病院には、当番日だけでも年間6万5,000人ぐらいおいでになっているという状況ですので、このままいきますと、少ない人数で救急に頑張っている先生方の疲弊がますます進むという心配がございます。

竹越委員

救急車で運ばれた場合に、見ていただけなかったということで、問題になったことがよそではあるんですけど、県内では、特に2次救急で診察した結果、救命救急センターに運ばなければならない、それで転送するならまだいいんですけど、診療をする前に、受け入れは困るよというのが2次では発生したことがあるでしょうか。



山下医務課長

これは消防のほうの統計データからの推計なんですけど、搬送先の病院を見つけるまでに要した照会回数、何回照会をかけたかという回数でございますが、基本的には、全体の85%ぐらいは1回の照会で搬送先が決まる。2回から3回で決まるのが12%ぐらい、4回から5回が2.2%、6回以上が0.8%ございました。件数でいうと24件というデータがございます。

基本的には、山梨県の場合には、ほぼ1回から3回の間に9割以上が搬送先が決定されるという状況でございます。

竹越委員

根底には医師確保が困難だということがあるとは思いますが、だけれども、救急の医療体制等に必要な医療サービスが提供できるようにしておきたいものがあります。

それで、1次についても2次についてもいろんな課題がありますよね。お話ししたようにいっぱい、このほかにもまだあるはずだ。そういうのを踏まえながら、特に1次、2次について、新たな方向を模索していく必要もあると思います。

この前もお聞きしましたが、笛吹のほうでは、1次の在宅当番医制と輪番制を組み合わせ、協調しながら新たな仕組みを模索しようということをお聞きしました。その動きがもし具体的であればお聞きをしたいし、それだけではなくて、そうした方向を模索するのが1つの方向であろうと思うんですよ。

病院のほうだって、必ずしも2次医療の当番になっても、病院の中の医師の確保が大変な状況になれば、診療所のほうの先生とうまく協調しながら診療体制が病院の中で組めれば、よりいいかなという気もするわけで、そういう方向を広げていくようなお考えがあれば、その内容についてお聞きをしたいと思います。

山下医務課長

1次の先生が2次の病院に詰めて、2次の病院の中で1次の医療を担当されるという方法につきましては、ちょうどこの10月からスタートいたしまして、2つの病院に対してのみですが、開業医の先生がその病院のほうに夜間出かけて行って、その病院の中で1次の患者を診る、2次の当番病院の先生は2次の患者さんを診るという方式を始めたばかりでございます。今のところ、お伺いしている限りでは、それまで在宅当番医というのは一晩に0.5人という話だったのが、開業医はまだ二、三回しか行っていませんが、平均で三、四人の患者さんを診るような形で、開業医の先生も、当直されている病院の先生も、お互いによかったというお話をされているようでございます。

いずれにしても、それぞれの地域の実情、医師会や、病院関係者の御意見、実態を踏まえて、1次、2次の医療をどうしていくかということを検討すべきだと思っております。それぞれの地域保健医療推進委員会、保健所単位にございます委員会の中に、現在、救急をどうするかという、関係者によるワーキンググループができておまして、その中で、それぞれの地区の救急についてどうしていくべきかと、相談していただいている最中です。その中の1つの成果として、先ほど申し上げた、笛吹で1次の在宅当番医の先生が病院に行くという方式を始めたことがあり、いずれにしても、そういう地元の先生方の御意見を伺って、どういう方式が望ましいか、検討していきたいと思っております。

もう一点、2次の病院に勤務している数少ない先生のもとへ患者が集中してしまうということ。それから、必ずしも専門の先生が当直しているとは限らないところに、あらゆる患者さんが押し寄せる、救急車で運ばれるということになりますと、その当直医の先生の肉体的、精神的ストレスもとまらないだろうということですが、実は消防法が改正になりまして、今度から傷病別にあらかじめ搬送基準を定め、こういう疾病の急患についてはあらかじめこの病院に運び込むのかということを決めておくという内容で、今月末ぐらいに新たに国のほうからガイ

ドラインが示される予定になっております。

それを受けまして、消防防災課と私どもで共同して、MC協議会、メディカルコントロール協議会というものを開催して、どういう疾病の場合にどこの病院に運び込むという体系をあらかじめ検討していくこととなっております。例えば専門ではない先生がフォローする医療機関へ、受けられませんかという問い合わせをしてもしようがないと思いますので、そういう体制ができ上がれば、当直している先生の精神的負担も軽減されるのではないかと考えています。

もう一点は、そうはいっても、せっかく頑張ってくださいという勤務医の先生方をどう評価するかという点で、今年度からですが、救急勤務医手当というものを出す病院に対して、国補に県単を上乗せで補助する制度を始めております。

### (造林について)

鈴木委員

森林の関係で聞きたいんですけども、毎年予算、決算の中で造林費というのがありますね。不思議に思うのは、全国的に広葉樹を植えれば鳥獣害被害はなくなるという話の中で、電さく、これは予算は違うんですけども、毎年、市町村で補助金をもらってやっている。その相対関係ですが、例えば広葉樹を植えるというのは50年とか100年の体系の中で進めていかなければならないけど、長年造林を進める上で、成果というのはどうですか。それで、この金額なんだけど、どんなやり方をしているのですか。

宇野森林整備課長

広葉樹という観点というよりは、造林全般の話で、どういうやり方をしているかということですが、造林費という15億ほどの大きい予算をつけております。その中の森林整備で、全国的にですけども、人工林の間伐ということは今主体に実施をしているところです。あと、造林費の中に、先ほど御質問がございました作業道の整備も含まれております。その2つが大きな柱ということになっております。

広葉樹を植えることで獣害対策をするというような話もございました。広葉樹を植えてすぐ、野生動物がいなくなるとか、あるいはそのえさ場になってというような逆の部分もあったりということで、なかなか直接的には結びつきづらいというのが1点ございます。

もう一つ、広葉樹の植栽につきましては、森林としては、公益的機能の発揮の面からは非常に望ましい状態ではありますけれども、一方で、その育った木を売るという観点からは、通直な材がなかなかとりづらいということで、所有者等からの意向が上がりづらいというような状況になっていると理解をしています。

鈴木委員

これは森林だけのことで考えれば言われたとおりかもしれないですが、農林業全体からすると、違うと思うんだよね。県として施政をするに、広葉樹を植えて、ただ単に鳥獣害だけの被害を見るべきではないかもしれないけれども、体系として、これは相当な予算で、例えば農林予算でも、電さくとか、その他の予算というのは、市町村は大変な思いをしています。毎年、山梨県のどのぐらいを走るかわからないし、電さくの設置は相当しているんだけど、鳥獣害の被害はふえているのが実情なんだよ。

だから、ウサギとカメではないけれども、その前で断ち切るような造林対策をしなければ、基石じゃないけど、石でとめても、石は切れちゃうんだ。どこからか必ず入るから、それよりももっと大きな体系の中で、山梨県はこうするんだという造林対策を考えながら鳥獣対策をうたうとすれば、方向性を出さないと、何か寂しいなと思う。

例えば二百何十万で10年、20年やったとして、物を見ると、やっぱり造林、

鳥獣害だけでなく、もっと大きい体系でやっていかないと、そういう方向性にならないと、おかしいと思うんだけど、その辺、いかがですか。

宇野森林整備課長 まさに森林は100年、200年という時間がかかる中、現在、県内の約半分が人工林ということで、これは、戦後の森林が荒廃した時期や木材需要が旺盛だったころに森林を育てて、今それが主伐期を迎えているという状況でございます。一方で、当然100年、200年の先を見ていくときに、国家の大計ではないですけれども、森林としてどうあるべきかということで、国のほうでも当然公益的機能ということで、県としてもそれに準じる形でよりよい森林に持っていくという方向性を示した、山梨県の森林・林業基本計画がございます。例えば針広混交林、針葉樹と広葉樹がまじった森林へ移行していく、あるいは、長伐期施業といまして、40年ぐらいで切らずに100年あるいは150年といった山に育てていこうという方向づけもすべて、その中でうたいながら、こういった施策あるいは予算などを活用しながら進めていけるようにしていきたいと思っております。

鈴木委員 これで終わりますけれども、要は、国の政策が間違っていたと思えます。昔は木の実とかではなくて、国産材や県産材などが売れた時代があるからなのかもしれないけど、今からは県として、違う方向性の中で考えて、広葉樹の広がりはどうしていくとか、そういう方向性でとらえながら予算を持ってやっていくほうがいいような気がしますけどもね。答弁は要りませんが、また意見書の中には書いておきますから、一応そんなことで終わります。

#### (障害者就労支援について)

石井委員 福祉保健部の関係でお伺いしたいと思います。  
 広範囲にわたって県民の福祉向上に御努力していることにつきましては、心から敬意を表するところでありますが、まず、「やすらぎ・やまなし」の実現という中で、障害者就労支援のことについて1点お伺いしたいと思います。  
 成果説明書の65ページですけれども、自立して暮らせるようにということを目指して、御指導、また、支援をしていただいているようでございます。この中には、工賃を倍増していこうとか、あるいはアドバイザーを派遣して指導していく、施設に3回ずつ派遣されているとうたわれています。その後、成果といえますか、どんな状況で今日を迎えられているのかということですか。

深尾障害福祉課長 ただいまの御質問でございますけど、平成18年度の授産施設、就労継続支援施設などの工賃の平均が、1カ月当たり1万736円という状況でございました。これをもとに、工賃倍増計画、5年間で工賃を倍にして、平成23年度には月額2万2,000円にしますという計画を立てたところです。

これに基づき、中小企業診断士などを派遣することにより、経営者の観点から授産施設をやっていこうということで、平成19年度が1万1,373円、平成20年度はプラス月額1,344円、約12%増加した1万2,717円となっているところでございます。

石井委員 今のお話を聞きますと、倍増計画の中では、この5年間で2万2,000円ということがわかるわけですが、現実に障害者の話を聞きますと、諸経費を引いたりすると、大変厳しい状況にあるという話を耳にしまして、作業所等についても前向きな指導、取り組みをしている様子がうかがわれるわけですが、自立とは1日どのくらいで考えているかなということをお伺いしたかったのですが、今のお話ですと2万2,000円を目標にもう進められているということであり

ます。そういった事態を、現実とは格差が相当あるように私は受けとめているのですが、それらについてどこまで考えているか。その格差というのは、具体的に数字であらわすには難しいかと思えますけれども、障害者からはそんな話が半分強く聞かれますので、今後もしっかりと指導していけるか、あるいは末端までそれが届くかどうか、弱者の目線だということの中ではどうでしょうか。

深尾障害福祉課長 ただいまの就労の話ですが、昨年6月1日現在、これは県の労働局の統計でございますけれども、一般就労されている方が799名いらっしゃいます。まず、この方たちの一般就労については、景気が不況と言われる中で、解雇されないように、昨年度、県版のジョブコーチをつくらせていただき、今年度から派遣事業を進めていますが、このジョブコーチを使わせていただいて、就労を継続していきたい、または新規の就労につなげていきたいというのが一番もとにございます。

次に、何らかの事情、要するに体の調子などの状況から、授産施設の中で働いていただくという、これが就労継続A型というもので、ここで働いている方たちの平均工賃は月額おおむね5万円から6万円くらいでございます。ですから、先ほど申し上げた金額よりもやや高い金額になります。ただ、これに年金を加えても11万円から13万円程度の月額になります。

先ほど私が申し上げたのは、授産施設ということで、就労継続B型という、一般就労が何らかの事情でできなくて、なおかつ最低賃金くらいまで働けない方、障害をおもちで、そういう方たちの月額が1万2,000円程度ということになります。この方たちは、年金などを入れても大体月額10万円足らずということになります。ですから、この部分につきましてもう少し引き上げていただきたいということです。授産施設の場合、一番の欠点というのは、数多くのものを一遍につくれないということですので、いくつかの施設でまとめて受注を受けて納めるというようなネットワーク的な事業を本年からできるようになりましたので、そういう事業を支援しながら進めていきたいと考えております。

石井委員 経済も低迷し、非常に仕事量も減少している中ではございますけれども、今後、ただいまのお話の方向で指導をしていただきたいと思います。よろしく願います。

( 休 憩 )

#### (医師確保対策について)

岡委員 福の16ページの不用額の関係ですが、医師確保対策費の残が8,800万円ばかりありますが、どんな形で残ったのでしょうか。まずはお聞かせください。

山下医務課長 医師確保対策費執行残8,800万円余でございますが、中身は2種類です。1つは、医師修学資金貸与事業費、この枠を多く予定しておりまして、新入生に限らず在学生でも新たな希望がある人に対応できるようにということで確保しておいた分が、残りまして、これが約6,300万円です。もう一点は、ドクタープール制ということで確保していたものが2,400万円ほど残りました。

岡委員 多くの二百数十名という形で、それなりに努力をなされているということはわかるわけでありまして、福12ページでは2億1,000万余でそれなりの執行がされていると感じるわけでありまして、いずれにいたしましても医師確保問題というのは、県民すべての人たちがぜひ何とかしてもらいたいという考え方を持っているわけでありまして、それに対する努力が足りないのではないかと感じるん

ですね。いかがでございましょうか。

山下医務課長

医師修学資金につきましては、平成19年度から山梨大学の医学部の入学定員増と合わせてスタートしたものでございます。

入学定員増に合わせ、山梨大学の医学部に県内の高校卒業生を優先的に推薦入試で入れていただける地域枠30名を用意していただいております。それと合わせまして、55名の単年度の貸与枠を設定したところでございます。

新入生につきましては、その55名分の貸与枠はすべて出ております。そのときに、既に大学生である方も希望があればお受けしますという形で19年度から始めまして、20年度につきましてもそういう方のために枠を用意しておいたところ、その分が余ったということでございます。

ただ、目的としております定員増に合わせたその半分である、55名の貸与枠につきましては全部埋まっている状況でございます。

**(産科医の確保について)**

岡委員

若干違う部分ですが、これは成果説明書の75ページですけれども、産科医が4名という形で出ているわけでありまして。

私は、この産科医問題につきましても、安心して産み育てることができる、妊婦さんたちの不安解消のためにも、さらなる努力をとということを感じるわけでありましてけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

山下医務課長

医師修学資金貸与制度によりまして、将来の医師の確保という点についてはある程度めどが立ったと私どもは考えております。

ただ、現在、特に不足していると言われていた産科医をどうやって確保するかという手段の1つとしまして、医学部を卒業して医師免許を取得し、2年間の臨床研修が終わったところで、さて、自分の専門を何にするかという後期研修のときに、産科というコースを選んだ方々に、奨励金という形で年額30万円を県単で交付する制度を20年度から始めたわけでございます。20年度のときには、4名でございますので、県としましても、産科医確保ということに関しまして、こういった形で努力をさせていただいております。

岡委員

予算委員会の中でも若干発言をさせていただいた経過があるわけでありましてけれども、あのときも金額が少ないのではないかという話もさせていただいたのですが、全国的にみて、その30万という金額は、少ないのでしょうか、多いのでしょうか。

山下医務課長

全国的に、こういった特定の診療科を後期研修でコースを選んだ方に奨励金などを支出するという制度が、私が今現在承知しているところで10県程度でございます。

場所によっては、委員がおっしゃるとおり、例えば100万とかというお金を出しているところがあるかと思いますが、それは、選んだその年だけを対象としている制度でございまして、本県の場合には、3年間の後期研修の期間に、毎年30万ずつをお支払いする制度でございまして、多少の制度の違いはあろうかと思いますが、ほかの県の制度に比べまして、それほど劣っているとは考えておりません。

岡委員

そうすると、研修期間が3年なり4年なりという期間ずっと、その30万は出されているということですか。

山下医務課長

通常、専門医となるための後期研修は大体3年でございます。その3年間、毎年30万円ずつ交付し続けるものでございます。

岡委員

私は、一度に100万というふうなお話が出ると、うっと感じるわけでありませんが、通算では120万円ということになるわけでありますから、そういう点では一定の評価といたしますか、理解をさせていただきたいと考えております。

そういう中で、若干方向が違うわけでありますけれども、ことしの予算委員会の中で、つまり3月の段階で、産婦人科の先生で、今、塩山市民病院のほうへ行っておられる先生でありますけれども、その産科医の問題について、予算特別委員会の中で発言をさせていただいた経緯があります。いずれにいたしましても、すばらしい先生でありますけれども、現実問題として、婦人科のほうは対応されているようでありますけれども、産科のほうは、結果的にそこには麻酔役の先生がおいでにならないということで、残念ながら、宝の持ち腐れと言ってしまうわけですが、対応できていません。いずれにいたしましても中央病院においでになったならば、すべてすばらしい先生で通っただろうと思うわけでありますけれども、いろいろな経過があったようで、塩山市民病院のほうに行ってしまう、結果的に産科のほうがなかなか思うようにいっていないという話も聞いているわけであります。

そういう点で、実は私、できるのならば、あのときに私は知事に対してもそういうお願いをしたわけでありますけれども、そういうすばらしい先生を生かす手だてをすべきだと考えますが、いかがでございましょうか。

篠原県立病院経営企画室長

その件につきましては予算委員会の際にも説明させていただきましたが、当病院に一時期いらした先生ですが、先生が塩山のほうの病院に行かれたことにつきましては、先生の大学のほうの都合で異動になったわけです。確かにその先生が、手術や分娩などを扱った件数が非常に多いものですから、多分人望もある先生だと思えますが、うちとしても要望は出していきますが、今のところ梨大のほうの中でいかんともしがたいというのが現状です。当時の予算委員会でもそういう説明をさせていただきましたが、その後、その先生にかわりました先生も非常によく、中央病院の中で医療に携わっておられますので、その先生ばかりでないということで、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

岡委員

梨大のほうとの関係もあるということも以前お聞きしたわけでありますけれども、あれだけの実績を上げられた先生を、簡単にという言い方は変ですが、そのままにしておくのは本当にもったいないと感じておりますし、たまたま、あちらこちらから私に電話がかかってたり、行き会ったときにそんな話をされた経過もあるわけです。できましたら、またそれなりに考えていただければありがたいと、この辺については要望して終わりたいと思います。

**(企業や団体による森づくりについて)**

引き続きまして、林務の関係でお願いします。

成果説明書の34ページ、企業や団体による森づくりについて、これは31カ所でやっているわけでありますけれども、企業数はたしか二十四、五だと感じているのですが、幾つでしょうか。

神津みどり自然課長

今の時点で企業、団体が森づくりをやっているのは31カ所で、企業については今すぐにはわかりませんが、多分二十七、八社だと思えます。

岡委員

この金額が61万円ばかりありますが、これは、啓蒙、宣伝、あるいは奨励するという中で、私は理解をしているわけでありますけれども、しかし、実際問題として、まだ多くの企業の人たちが、言うならばCO<sub>2</sub>25%削減に向けて取り組んでいただくためには、こういう形では、さらに多くの企業にお願いすることはできないのではないかと思いますけれども、その辺の取り組みを、今後の取り組みも含めて、今までの経過を教えてください。

神津みどり自然課長

まず、企業、団体の森づくりについては、企業の社会的貢献というようなCSR活動の関係ということで、山梨県の手が入っていない森林等に、企業のほうで、お金と人も出していただいて、その整備をしていくということで始めた事業でございますけれども、この森づくりにつきましては、企業のほうで、お金や資金、人を出していただきますので、その分については県のほうではお金はかかっておりません。

この61万4,000円につきましては、森づくりの活動支援ということで、森づくりコミッションで行っております、森づくりワークショップという意見交換なのですが、そのときの会場代や報奨費などでございます。

岡委員

過去にも質問させていただきながら意見を述べさせていただいたわけでありまして、できれば、多くの企業に積極的に入っていただく、協力をしていただくということからするならば、私は、ある程度、支援すべきものは支援してもいいのではないかと感じるわけでありまして。

**(間伐材の利用について)**

そういう中で、例えば間伐などの関係もあるわけですが、これはまた担当が違うのかな、いずれにいたしましても、先ほど作業道、それから作業路、作業網という形で整備をしていくという話をしておりますし、最近、ようやく作業網がつくられるようになってまいりました。以前は作業道が中心で、路も網もなかなかつくってもらうことができなかった。

この辺について、私は代表質問等の中でも、あるいは委員会の中でも質問させていただいてきた経過がありますけれども、おかげさまで形は出てまいりましたが、今現在も山の中には、それこそ間伐をした木がそのままあるわけですね。なかなか引き出してこない。つまりお金がかかるからだと私は理解をしているわけでありまして、その辺についての考え方を聞かせてください。

宇野森林整備課長

今御指摘がございましたとおり、間伐された箇所そのまま、林内に切った木が放置されているということは県内各地で見られることでございまして、なかなか木材の材価が安定化しない、低迷している中で運び出しても、実際は伐出経費、あるいは搬出経費を賄えないような状況が出ているところです。

今お話がございましたように、そのためにも作業道をつけて、少しでも出しがよいようにしていくということで、今、積極的な作業道の整備、作業網まで含めた整備を行っていきたいと考えています。

また、当然出した材につきましては木材として利用していくということで、先ほど県産材振興の話もございましたけれども、出し手側の基盤整備と、利用側の振興対策をあわせて実施しながら、できるだけ、木材、バイオマス資源としても有効なものですので、積極的な活用を図っていきたいと考えております。

岡委員

せっかく、間伐の実績が2,700ヘクタールでしょうか、いずれにしましても大変な面積の間伐をしてきていることは事実だと私は理解しているわけです。

ところが、実際問題として、山の中へ放置をしておいたのでは、これも宝の持

ち腐れではないけれどももったいないと感じるわけでありまして。あと1つ言えることは、今、バイオマスの発電や、あるいはクリーンエネルギーという形で、バイオマスストーブの創設や、企業の創設なども含めて、その方向で活用したいという分もあるわけでありまして、なかなかその辺についておろすことができない、作業網、作業路をつくってもそここのところがなかなか思うようにいかないというのが現状だと私も理解しているわけでありまして。

今のお話でもありますように、金額的な問題も考えれば、それはやむを得ないところもあろうかと思うわけでありまして。しかし、今、景気対策のかじ取りの中で出されている、そういう予算の活用の仕方も考えていただきたいと思いますが、その辺はいかがですか。

安富林業振興課長 ただいま、間伐材の利用のことについてお尋ねがありました。

先ほど森林整備課長のほうからお答えしたとおり、搬出経費の問題がありまして、なかなか出てこないというのが現状です。作業路網に高性能林業機械等を組み合わせて、集団化、集約化したものを持ち出すような仕組みを考えて、普及を図っているところです。

あと、バイオマスの利用につきましては、ことし7月に立ち上げましたバイオマス利用支援センターを通じまして、どこにどれだけの資源があるのか、それから、どこでどういう利用があるのかという情報を収集、そして配信して、バイオマス資源の利用を図っていくという取り組みをしているところです。

**(環境整備事業団に係る経費について)**

岡委員 また視点を変えます。

決算報告書の83ページだと思いますが、例の環境整備事業団へ23億円でしたか、出しますね。ことしはこれで終わりですが、実質的に5月から稼働したということになるわけですが、今まで総額で幾ら出されたのでしょうか。

橘田環境整備課長 県から環境整備事業団に対する財政支援につきましては、建設費の補助金としまして、総額で約9億円でございます。それから、貸付金としましては、総額で15億円でございます。そのほか、人件費の補助金や損失補償等々を行っております。

岡委員 わかりましたが、言うならば、20年度に貸し付けをしたほかに、その前にも貸し付けをしているはずですが、それらすべてを含めた総金額は、今までで幾らでしょうか。

橘田環境整備課長 県からの貸付金につきましては短期の貸付金になっておりますので、当年度に貸し付けをして、返ってくるということでございますので、それぞれ15億円という状況になっております。

岡委員 いずれにいたしましても、その辺について、具体的な分でお聞かせください。その中で、境川の取り組みがなされていると思うのですが、さっきの話で23億円ほどですよ。今15億円という答弁があったのですけれども、それはまた後で聞かせてください。

境川は上寺尾ですか、取り組みがなされており、20年4月から実質的に動いているわけでありまして、どんな形で動いているのでしょうか。

橘田環境整備課長 次期処分場につきましては、基本設計と、それから環境影響評価を行っている



ところでございます。20年度の環境影響評価の金額が約6,000万円、それから、基本設計につきましては約5,000万円という状況です。

なお、これにつきましては環境整備事業団で執行しているものですので、県はその費用につきまして損失補償を行っているということでございます。

岡委員　これは具体的に、貸し付けのような形で出しているのでしょうか。

橘田環境整備課長　貸し付けは行っておりませんで、事業団が市中の民間金融機関から資金を借り受けて、その費用で行っており、その借り受けについて損失補償をしているということでございます。

岡委員　金額についてはわかりました。  
端的に言いまして、いろいろな面で若干おくれがあるとお聞きをしているのですが、その辺についてはどうなのでしょう。

橘田環境整備課長　境川につきましては、甲府、甲州、山梨、笛吹の4市のごみ処理組合で取り組みを行っております一般廃棄物の中間処理施設と、環境整備事業団が事業を進めております産業廃棄物の最終処分場、それから、地元からの要望の施設ということで、3つの事業を並行してやっているところでございます。

環境アセスメント、環境影響調査評価でございますが、それぞれ3つが関連をして行っているところですので、そういう面からいいますと、単独の事業1つでやっている場合と違い、なかなか難しいものもございまして、その辺はまた調整をしながら、スケジュールどおりに行えるように全力を挙げて取り組んでいる状況でございます。

#### (鳥獣害対策について)

岡委員　あと1つは、先ほど鳥獣害問題、電さくの問題が出たと思うのでありますけれども、被害が非常に多発しておりますし、個体がふえているということも事実であります。その中で、イノシシ、シカ、特に猿などですけれども、私は、やはり猿の捕獲というのは非常に難しいと、あちらこちらでお聞きもしているわけでありまして、たまたま猟友関係者も関わっておりまして、なかなか撃ちづらい、殺傷しづらいという話があるわけでありまして。

私の持論で申しわけないのですが、耳をつぶる人はつぶってもらいたのですが、まず、猿を撃つにつけて、麻醉銃で撃って捕獲をし、言うならば避妊をするという形で、個体を減らすというのでもあるのではないかと、ある人からも話をされました。いずれにいたしましても、個体を少なくすることが非常に難しいことは事実でありますし、そんな話もされたこともありまして、機会があったら一度くらいは、ということで話をさせていただきました。ちょっとお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

神津みどり自然課長　まず、猿の関係ですが、これは特定鳥獣保護管理計画に基づいて、捕獲をしております。それで、今、猿が県内で約3,500から4,000頭ぐらいいると推定されていまして、その中で、猿の捕獲におきましては、人に危害を与える群れについて捕獲をしていくということで、今、管理捕獲を進めております。捕獲については、今言ったようにおりや銃など、いろいろありますが、うちは主に銃での捕獲が多くなっております。昨年度の捕獲につきましては、800頭ほどを捕獲しております。

**(主要施策成果説明書について)**

岡委員

先ほど山下委員も発言をされ、私自身も今までも指摘させていただいてきたわけでありまして、小さな支出については成果報告書などが出ていながら、大きな支出のほうには全く成果報告書が出ていないというものがいっぱいあるわけです。作成の仕方を考えるべきだと考えますが、いずれにいたしましても、1つだけ要望して終わります。

**(森林整備について)**

堀内委員

成果説明書の森林のことでお聞きしたいのですが、32ページに、造林の実施や森林整備など、何ヘクタールと書いてあるのですが、これは成果ということで、目標が、例えば設定位置があって、そして、成果が、例えば実施960ヘクタールやったということですか。

宇野森林整備課長

成果報告書には数字が出ております。面積そのものについては、目標ということでは出ていませんけれども、毎回、間伐につきましては、地球温暖化の関係の森林吸収源ということで、年間6,000ヘクタール程度を大きな目標を掲げながらやってきております。ここでは、数字がばらばらといろんなどころにまたがっておりますけれども、20年度の実績としては大体5,000ヘクタール弱程度となっております。

堀内委員

ここには1から3まであるんですけど、造林事業、それから、保安林の整備、それと環境公益林の整備ということで、大体目的は似たようなものだと思いますけれども、意味合いからすれば、林をつくって山にするとか、それから、治水、保安のための保安林とするなどの目的がそれぞれにあると思います。これは、今、総合的にいったように、例えば間伐などの整備を6,000ヘクタールぐらい最初に目標設定をして、その中で割り振りをしながらやっているわけですか。

宇野森林整備課長

今お話がございましたとおり、例えば治山事業であれば、保安林ということで、森林法に基づきまして地区を指定して、それに対して森林整備をやっていく形になっております。

それぞれの森林をどう扱っていくかということは、先ほども森林計画ということでお話をさせていただいたのですが、県内を3つの大きな流域に分けて、それぞれにどういった森林整備をやっていこうという、5カ年ごとに立てる10カ年間の計画に、間伐の材積ですとか、森林整備をどういうふうにやっていこうという方向性を持って進んでおるところでございます。ただ、一方で、実際には森林整備は、森林個々の所有者の民有林も多くございますので、そういったところで、その目標を目指して、林業事業体等と協力しながら取り組んでいるのが実態でございます。

堀内委員

今、地球温暖化対策ということで、CO<sub>2</sub>削減のため、積極的に森林整備を行っていると思うのですが、例えば山梨県で決めたようなCO<sub>2</sub>の削減量をどのくらいにしよう、そのためには森林整備を何ヘクタールぐらいやって、それで吸収させるというような計画もあるわけですか。

宇野森林整備課長

今お話ししました吸収量の関係につきましては、県としても計画を持っておりまして、具体的な吸収量94万2,000トンという数字を、なかなかわかりづらい二酸化炭素換算ですが、面積的には県内の人工林15万ヘクタールのうちの11万ヘクタールほどを、何カ年かできちんと手入れをされているような状態に

して、ずっと手入れをしていこうという目標を掲げてやっております。それに対して、先ほど申し上げた年間6,000ヘクタールというのは、当面これぐらいやっていく必要があるということで進めている形になります。

堀内委員

大変御努力をして、本当に感謝するところでありますけど、先ほどもほかの委員からお話がありましたけど、森林整備をして、間伐するわけですね。間伐材がそのまま林地に放棄されているということは、木が腐るときにCO<sub>2</sub>が出るということもあります。

そういうところから見ますと、少しでも間伐材は山から出してきて、それを有効的に活用するということが基本だとは思いますが、予算の面があったりして、なかなか進まないとは思いますが、今後、そういうものを進めていくには、出してきた木材が高く売れるとか、当然水源涵養ということで、水もきれいになる、例えばその流れていく水で下流域の他県が受益をこうむるというようなことで、そういうところから財源を得てくる、そういう試みというのはもうスタートしているわけですか。

望月 森林環境総務課長 森林の機能が広範囲に及んでいるということで、1つの取り組みとしましては、神奈川県と両県協議会を設けております。相模川・桂川流域で、上流の森林整備したもので下流の方も恩恵をあずかっているということで、何とか一緒に整備ができないかというようなことを、今、神奈川のほうと協議を進めております。

堀内委員

恐らく桂川などはそうだと思うんですけど、川の約65%か70%近くが神奈川県のほうで利用されているというようなことで、神奈川県議会の議長さんなどとお話しする中で、神奈川のほうはかなり積極的に考えていまして、山梨県側からそういう提案があれば、また随時話を進めていきたいというような考え方を持っているということをお聞きしているの、ぜひその辺を積極的に進めていただき、森林整備のほうにもう少し力を入れていただくということが必要ではないかなとも思います。その辺は答弁は結構ですから、よろしくお願いします。

#### (乳幼児医療費助成制度について)

小越委員

まず、福祉保健部からお伺いします。

山下委員からもありましたが、乳幼児の医療費助成制度についてです。

先ほど、平成19年2月から20年1月分までで、1億6,000万円、23から24%の増加で、そのうち、償還払いをためておいたので、その分がふえたのではないかとということですが、そういうことになりますと、窓口無料化で増加したのはどのくらいと推測されているのでしょうか。

清水児童家庭課長

先ほどの話ですけれども、窓口無料にかかる分につきましては、平成20年4月から窓口無料化されたということで、国保連や社保基金などへの手続に2カ月かかりますので、20年4月から21年1月分までが20年度という形で、決算は10カ月分が出るという形になります。先ほど計算して、大体前年度の10カ月分程度と比較すると、23%程度で1億円くらいになると思いますが、ふえてると。これはあくまで試算の数字ですけれども、そうなっております。

それで、1年間分、20年度分と19年度分を比較すると約1億6,000万円で、基本的に35.8%程度ふえております。23%と35.8%の違いというのは、先ほどお話をいたしました、今まで償還払いということで請求しなかった、残っていた分をその機会に請求してきたものではないかと思われま。この程度

の数字になると思います。

小越委員 窓口無料になったということでのどの程度の増加があったかというのはいわからないということですね。

清水児童家庭課長 窓口無料といいましても、基本的に今は、10カ月程度の数字しか比較するデータがございませんので、1年分を比較するのであれば、19年度の実績と21年度、本年度の実績を比較してどの程度になるかということで波及増というのが出てくるかと思われまます。

もう一つ、ことしのように新型インフルエンザ等の流行に基づきまして、若干ふえてくるという可能性もありますので、単純な比較というのはいわづなかなかなか難しいとは思っています。

小越委員 そうしますと、ゼロ歳から3歳とか5歳も含めて、年齢的な伸びに違いはあるのでしょうか。

清水児童家庭課長 ゼロ、1、2、3歳ぐらいまでは医療費というのは結構かかっていると思われまます。ゼロ、1、2、3歳ぐらいだと、1億3,000万円ぐらいの補助金の実績と同様な程度の数字が出ていると思われまます。それから、5歳ぐらいになると、今度は試算になってしまうのですけれども、約7,000万円から8,000万円ぐらいと思われまます。また、小学校の高学年、4年生以降になると、6,000万円程度ぐらいになるのではないかと。これはあくまでも試算でありますので、全く正しい数字ということではございません。

小越委員 そうしますと、ゼロ歳など、小さいお子さんのほうがかかる率が高い、それはそうなんですけど、監査委員の意見書によりますと、この医療費の助成制度で、不用額が1億5,000万円残っているとあります。約1億5,000万円の不用額が残っているとありますと、5歳で7,000万円から8,000万円、小学校高学年で6,000万円ぐらいとなりますと、1億5,000万円不用額があるならば、年齢を拡大する方向を考えてもいいのではないのでしょうか。

市町村からも大変要望が強くなっています。山梨県内で、県と同じ水準でやっているのは多分2つぐらいの自治体しかなくて、今では中学3年生までやるというのが各自治体も当たり前ようになってきています。それに対して県がおくれているというか、市町村にとってみれば、1歳でも2歳でも、できたら中学3年生までやってもらいたい中で、1億5,000万円残っているのですから、今、5歳で7,000、8,000万円となりますと、少なくとも年齢を少しずつでも引き上げていける金額は、今の段階でもあるのではないのでしょうか。年齢拡大についてのお考えをお聞かせください。

清水児童家庭課長 この1億5,000万円という不用額、残額が生じた話ですけれども、これにつきましては、窓口無料化に当たり、先ほどの波及増がどの程度あるかということがちょっと見込めなかったということで、5割程度ふえるのではないかとということで予算算定されたということです。実際にはそこまでふえずに、先ほど言いましたように助成金ベースで36%程度の増加にとどまったということで、この不用額が生じたということでございます。

それから、年齢の引き上げにつきましては、現在の状況の中では、その波及増についても、20年度の状況ではまだわからないところがあります。また、21年度につきましては、インフルエンザ等の状況で非常に金額が上がってしまうの

ではないかということが懸念されるのですが、そういう状況も見ながら今後検討してまいりたいと思っております。

小越委員

お金が残っているので、今お聞きしたところでは、年齢的にも十分財源はあると私は思っていますので、ぜひ来年度に向けて年齢拡大をお願いしたいと思います。

**(放課後児童クラブについて)**

次に、学童保育のことについてお伺いします。

この主要な成果の62ページに放課後児童クラブのお話があります。24市町村184クラブに助成をされたというのですけれども、すべての小学校区に行くべきだと思います。やっていない市町村もあると思うんですけど、設置率というか、達成率はどの程度になっているのでしょうか。

清水児童家庭課長

現在184でございますけれども、基本的には全小学校区等、すべてのところにあるのが理想だと思われませんが、現在そこまでは行っておりません。

ただし、すべてといいながら、必要性のない市町村の学校や、非常に小規模の小学校などもございますので、そういうところにつきましても必要かどうかというところは市町村等の判断で決定されると思われまます。今現在は市町村でいうと24市町村で184クラブになっております。

小越委員

それは書いてあるのですが、すべての小学校区にあるのが望ましいとなりますと、では、184というのは、ないところも含めると、目標に対して何%の達成状況なのでしょうか。すべての小学校にあるのが望ましいという御意見ですので、それは、出ているのではないですか。

清水児童家庭課長

子育て支援プランでいいますと、平成21年度の状況で180カ所ということで、現在、既にその率は上回っているわけですが、放課後児童クラブにつきましては、全部で小学校数が204ございまして、そのうちの184でございますが、確かにまだゼロというところが幾つかございます。例えば小菅村、丹波山村、道志村はゼロですが、それはその市町村の判断の中で、現在、1つの学校の放課後児童クラブの利用が5人以上19人以下というところへ県単で助成しているところでございますので、需要がそれに満たないところも出てくるということで、それが全部は賄われていないと思われまます。

小越委員

すべての小学校区にあるのが望ましいと、小菅、道志、丹波山はニーズがないのかというと、そうではないと思うんです。共働きの御家庭の方もいらっしゃると思います。

そして、行われている学童保育の状況も市町村によって、また、設置内容によってかなりばらつきがあると思います。開設時間は、特に夏休み、休業中は、朝7時からなのか8時なのか9時なのか。小学校に上がる前の保育園は延長保育があって、朝も7時から先生がいらっしゃって受け付けてくれるけど、小学校に上がった途端、学童保育になりますと8時半からだとする、働いているお母さん、お父さんは大変な状況です。そして、おやつについても、普通の平日もそうですけど、特に長い夏休み、朝から夕方まで学童をやっているときに、おやつがない学童保育もあるんですね。小学校1年生の子供にとっておやつがないというのはどう耐えられるかということも含めて、自治体でかなり違うと思います。これについてどのようなお考えがあるのか、県として、望ましい学童保育のあり方の基準づくりというのは考えていないのでしょうか。

清水児童家庭課長 放課後児童クラブにつきましては基本的に、最低的な基準ではないですが、いわゆる国庫補助の基準というものはございまして、その基準の中で、いわゆる利用者の経費負担、必要な経費の一部については保護者から徴収してもいいとあります。その中で、いわゆるおやつなどを支弁、支給しているところが出てきています。

それから、一応活動日数等については国の補助基準や、県単の補助もございまして。国の補助基準によりますと、児童数が10人以上で年間250日以上を開設する。開設時間は1日平均3時間で、夏季休業中等につきましては1日8時間以上というような補助の基準がございまして。県単の基準につきましては、子供の数が5人から19人、10人から19人の場合は年間200日から249日などの基準がございまして。それから、年間200日以上の放課後児童クラブに対して県単で助成するという形で現在進めております。あと、その形のものの自体が、いわゆるこういう基準という形でとられていると思います。

小越委員 保育所にも小学校にも、こういう保育をしたほうがいいのか、教育の中身があると思うのですが、学童保育の中では、例えば先生方の資格、身分、それから経験年数など、いろいろなところが自治体で統一されていないと思っています。自治体ごとに聞きますと、本当に子供たちが、親が受けるサービスが全然違うんですね。

今、課長がお話になったのは補助金を出すための中身。そうではなくて、中身そのものなんですけど、県としてこの学童保育、指導員の先生方も含めて、研修には昨年度幾ら出して、どのような内容をやって、参加者はどのくらいいるのでしょうか。

清水児童家庭課長 これにつきましては、放課後子どもプランという形で、放課後子ども教室と放課後子どもクラブをあわせて事業を行っております。こちらのほうの実績につきましては、教育委員会の所管でやっておりますので、こちらのほうの数字としてはつかんでいません。

小越委員 ということは、これは子育てプランの中に入っていると思うんですけど、放課後子どもプランは教育委員会でやっているから、児童家庭課からすれば、研修の中身や、どういうものがあるべきなのかということは関知しない。中身を見ますと、本当にただ子供を預かっているだけみたいなものがあります。そうすると、子供たちも見抜きますからね、もう、おれ、行きたくないや、私はいいやと。子供のそういうところを見ますと、保護者も、うちでずっと待っていると。それでは、学童保育の中身がなくなってしまうんですよ。

中身の問題をどうするのか、そこをやっぱり県として、児童家庭課でプランもつくるのですから、ぜひ中身の基準づくりをしてもらいたいと思います。こういうのがあるべき学童保育の姿だということを、ぜひお願いしたいと思います。子育てプランに書くのであれば、そのくらいやってもらいたいと思います。今の指導員のお金、それから研修については、ぜひ資料を教育委員会とドッキングして、出していただきたいと思います。

#### (国民健康保険の収納率について)

次に、国民健康保険のことでお聞きします。

国民健康保険の収納率の状況をまずお伺いしたいと思います。平成20年度の国民健康保険の収納率、逆に滞納率ですが、どのようになっているのでしょうか。

山本国保援護課長 収納率につきましては、昨日ちょうど発表したところですが、本県の場合、90.9%となっております。

小越委員 90.9%、19年度と余り変わらないと思うのですが、後期高齢者医療制度になって、後期高齢者の分がそちらへ移り、国保に残った方々との比較でいきますと、後期高齢者の移動に伴っての収納率、また、滞納者の状況ですが、変わりなかったということでしょうか。

山本国保援護課長 後期高齢者の方々は収納率が98%ぐらいになりますので、後期の方々がそちらに移行したことによって2ポイントぐらい下がっております。

小越委員 そうしますと、若い世代、40代、50代、それから社保ではない方のところで滞納がふえていると思うのですが、国保の世帯の昨年度の滞納者の全体に占める割合はどのくらいなのでしょう。

山本国保援護課長 昨年の6月の時点ですが、国保の全世帯14万2,179のうち、滞納世帯が約3万1,700ですので、22.3%でございます。

小越委員 22.3%というのはかなり高い数字だと思います。25%に近い数字、4世帯に1世帯近い数字ですけど、これは、高い国民健康保険料ということがその違いにあると思うんです。

それで、国民健康保険は国からの負担が少なくなっていく中で、国保税を上げざるを得ないところがあるのですが、その一方で、いわゆる基金をため込んでいる市町村がかなりあると思います。それは、県から基金を何%積むようにという指示があるのでしょうか。

山本国保援護課長 基金につきましてはそれぞれの市町村の国保の保険者の考え方でやっており、県におきましては基金を積みというような指示はしておりませんが、現在、財政調整基金の保有額は51億6,000万円となっております。

それから、先ほど収納率を90.9%と言いましたが、それは19年度でありまして、直近はきのう発表しましたとおり88.79%ということで、19年度より2ポイントほど下がっておりますので、訂正させていただきたいと思っております。

小越委員 51億円ためている中に、19年度ですが、例えば、かなりためている市町村もあります。甲府はためることもできないくらいですけれども、物すごいためてある基金を持っているところがあります。富士吉田ですとか笛吹、南アルプスや北杜などは、かなりためています。こういうところに対しては、基金を取り崩して、国民健康保険税を下げるように。そして、88.79%ですと、国からペナルティーが来ると思うんです。そうなりますと、保険料を下げるような努力を県として指示するべきではないでしょうか。

山本国保援護課長 基金への繰り入れ等は、平均的には3%ぐらいかと思っているのですが、これはそれぞれの保険者の考え方がある程度ありますので、例えば吉田につきましては、それだけ保有をしておいて、ある程度保険料を下げていくというか、それについては県が一律で指導ということはできません。

**(国民健康保険資格者証について)**

小越委員 それでは、もう一点お伺いします。

国民健康保険料を滞納しておりますと、資格者証や短期保険証を発行せざるを得ない状況になっています。それも問題なのですが、そもそも国民健康保険証を出さない、いわゆるとめ置きは、20年度はどのくらいあったのでしょうか。

山本国保援護課長 先ほど言いましたように、滞納世帯のうち、資格者証を出しておりますのが1,363世帯でございます。

小越委員 資格者証ではなくて、そもそも国民健康保険証がなくて、自治体が持っている、資格者証も短期証も出さず、保険証を持っていないという方がいるんですよね、甲州市ですとか、いろいろなところにあります。そういう指導については、県はしていないのでしょうか。とめ置きの実態を把握していないということですか。

山本国保援護課長 基本的には資格者証を出すか、短期証を出すかという指導をしておりますので、それが無いということは、私どもはあり得ないということで行っております。

小越委員 それは、各市町村がそうしている、とめ置きをしている実態がございます。保険証がなくて病院に行けない。短期証も資格者証もない。何も言ってこないから、市役所が持っているんです。だから、手元に保険証がないという実態があることをぜひつかんでいただきたいと思います。

**(介護保険について)**

次に、介護保険についてお伺いします。

決算報告書の財産に関する調書215ページのところに、介護保険財政安定化基金があります。20年度にも、1億8,000万円、積んでありますよね。トータルの金額が1億8,900万円、かなり積んであるのですが、これは何のために積んで、これからどのように使われるのですか。

桐原長寿社会課長 介護保険の基金につきましては、各市町村が保険者でございますが、介護保険料の収納率が予定より落ちること、また、給付が計画以上に伸びること等によって、当該年度の財政不足を来すことがございます。その場合に、県に共通の基金を設けて、基本的にはそこから貸し付けをするということでございます。

御質問にございましたように、現在約20億の残高がございますので、拠出率につきましては、昨年、20年度の議会で御決定をいただいて、ことしから拠出をゼロにしているところでございます。

小越委員 そうしますと、介護保険で足りなくなった場合に県から借りて、貸し付ける基金だということですが、20年度で各自治体が介護保険事業計画に対して100%を超えたのは何自治体あるのでしょうか。

桐原長寿社会課長 20年度につきましては、現在、速報値ということで確定をしていない状況でございます。19年度は、後で御報告させていただきたいと思っております。

小越委員 多分19年度はそんなに多くないんですよ。それは、介護保険の認定基準を変えましたから、そもそも介護保険を使える人が少なくなりました。100%を超えているのは、たしか2つか3つだと思えました。98とか97%とかのところが多かったんです。だから、サービスがふえたからというよりも保険料を安くするためにこの基金を使うべきだと私は思います。

そこで、昨年度、介護保険料滞納者は全県で何人いらっしゃるのでしょうか。



桐原長寿社会課長 収納率の数字で申し上げさせていただきますと、先ほど申し上げたように20年度の数字は出ておりませんので、19年度の数字ということになりますが、収納率は98.5%です。

小越委員 多分、年金から天引きされる方はほぼ100%に近いかと思うのですが、残りの方々、とりわけ年金から引けない、1万8,000円以下の方々には普通徴収で、いわゆる納付書が来て納めなければならない。その方々が滞納されているのではないかと思うんですけど、19年度でいいのですが、滞納者の人数はわかるでしょうか。そして、滞納されていますと、介護保険をいざ使うときに、サービスを制限されます。給付制限ですとか償還払いなど、そういう方々は、今現在、20年度現在でもいいですけど、何人いらっしゃるのでしょうか。

桐原長寿社会課長 おっしゃるように、年金から徴収いたしております特別徴収につきましては、ほぼ100%ですが、普通徴収につきましては約85%という数字です。

今おっしゃられた給付の制限につきましては、申しわけございませんが、手元に資料がございませんので、後で調べましてお答えさせていただきたいと思えます。

小越委員 ぜひ、調べてもらいたいです。ある市に聞きましたら、制限を受けていらっしゃる方もいるし、このままでいくと、滞納されている方450人ぐらいがほとんどそうなる、また、85人ぐらいが候補者になるというところもありました。本当に必要な方がサービスを受けられなくなったときに大変になりますので、保険料の減額をするためにこの基金を使うべきだと思います。

**(生活保護について)**

福祉保健部の最後に、生活保護についてお伺いします。

平成20年度、生活保護の受給率はどのくらいだったのか、19年度と比べてふえたのか減ったのか、教えてください。

清水児童家庭課長 生活保護につきましては、最終的な数値は、19年度4.1パーミルが20年度は4.3パーミルという形で、0.2パーミル増加しています。

小越委員 20年度の申請件数と、それから、相談件数はどのくらいなのでしょう。

清水児童家庭課長 20年度の申請件数が609件でございます。相談件数については、全体の統計というか、手元には数字がございません。

小越委員 昨年度、特に秋以降、年末に派遣村ができたように、この生活保護の問題が大きくなってきたと思います。そして、相談件数をつかんでいないというのは、相談とは何ぞやというものをちゃんとつかんでいないからだと思うのですが、いわゆる水際作戦で、あなたはまだ若いから、働けるからといって追い返しているという事実がテレビでも本当にたくさんありました。そういう事実が昨年度、山梨県内では起きていたのでしょうか。そういう実態はつかんでいらっしゃるのでしょうか。相談件数がわからないと、この絡みがわからないのですけども、いかがでしょうか。

清水児童家庭課長 基本的に相談件数をつかんでいないと言ったのですけれども、追い返しているというケースはないということで、申請イコール相談だという考え方でよろしいのではないかと考えております。

小越委員

それは、課長、実態をつかんでいないと思います。各市町村に聞いてください。そして、テレビでやっていることが山梨県だけないとは思えません。

相談に行きますと、まず年齢を聞くと。そして、若いから、とにかくそこのハローワークに行って、働いていないという証明を持ってこい。それまでに何回も何回も行って、ようやく申請書を渡されるということがたくさんあります。それを知らないということ自体が、実態をつかんでいないと思います。

**(ホームレス対策について)**

それでは、昨年度、大変な状況の中で年越し派遣村ができました。昨年度、山梨県内にホームレスは何人いたのか、つかんでいらっしゃいますか。

三枝福祉保健総務課長 今、資料を持ち合わせておりませんが、私の記憶では、平成21年の1月現在で、たしか39人と記憶しております。

小越委員

平成21年で39人、移動されるので実態はもうちょっと大きいのではないかなと思うんですけど、昨年度、経済状況が大変な中で家をなくす方もたくさんいらっしゃいました。山梨県内でもあると思います。ここの主要成果報告書に、それに対して、福祉的な措置をしたことはどこに書いてあるのか、幾らなのか、どのような事業をしたのか、示していただきたいです。

三枝福祉保健総務課長 特段の対策は、県及び市町村ではとっていないと承知しております。ただ、ホームレスの方がいらっしゃるということは事実でございます。県内では年々減っていると、市町村からの報告では承知をしておりますけれども、そういった方々に対して何らかの対策をとっていく必要もございまして、県と市町村で連絡協議会というものをつくっております。

小越委員

商工労働部に聞いたのですが、昨年が一番の社会的な問題は、アメリカの金融危機も含めまして、経済状況が大変になり、そして、派遣村ができるような状況が、山梨だけ別だったわけではないと思うんです。その政策が、この主要施策成果報告書に何もないんです。特段にもしなかったと。それは県としてどういう対応なのでしょう。

せっかく経済・雇用対策本部会議をつくりました。部長も入っているはずですが。福祉的な場面から経済危機をどう乗り越えるかということ、昨年度は福祉保健部としては何もしなかったということでしょうか。そこを、部長、お答えいただきたいです。

三枝福祉保健総務課長 主要成果説明書はチャレンジ山梨行動計画に対するものをのせておりますので、その中に施策、事業を置いていなかったということで御理解いただきたいと思っております。

小越委員

経済・雇用対策本部がつくられたにもかかわらず、なかなか機能していない、特に福祉的問題では機能していないということがこの決算の中でもわかりました。

**(県産材の活用促進について)**

次に、森林環境部について2点お伺いします。

1つ、県産材のことについてであります。たしか47戸、県産材をつかったとあるんですけども、そもそも県産材の生産は20年度はどのくらいあったのか、ふえているのか減っているのか、その数字のところをまず教えてください。

安富林業振興課長 県産材の生産量ですけれども、20年度の素材生産、丸太で8万4,000立方で、そのうちから製材用として出ていったものが2万9,000立方になっております。

小越委員 ふえているのか減っているのか。

安富林業振興課長 若干ふえる傾向にあります。

小越委員 ふえているのは、県産材を使っていろいろ住宅をつくったり、内装もあると思うのですが、そもそもこの2万9,000立方を含めて、どういうところに使おうとしているのでしょうか。さっきお話もありましたけれども、県内向けなのか、県外も含めて需要・販路拡大をしようとしているのか、そこはどうなのでしょう。

安富林業振興課長 これまでの材の供給の方針は、県内で、県産材でうちをつくろうという取り組みも進めてきたところです。午前中にも御質問がありましたが、例えば神奈川県や静岡県へ、流域材として県外へも流通させていこうという取り組み、両方でやっております。

小越委員 これは川の問題ですから、上流、下流も含めて、下流域の方々もその恩恵を受けたいと思うんですけど、これこそ知事がトップセールスで、ぜひ売りに行くようにしたらどうでしょうか。いかがですか。

安富林業振興課長 知事が直接というのは今ここで答えはできませんけれども、県外において、住宅フェアなどがあります。それに木材の出展というようなことをしながら、需要の拡大を図っています。

そして、もう一つ、流域の木材の利用につきましては、これまでの売り込みに加えて、流域の木材を利用する会を立ち上げました。その内容は、例えば森林組合、それから製材業者、建築関係など、実際に事業に携わる者で協議会をつくりまして、その事業主体が下流域へ売り込みに行くというような取り組みでございます。

#### (担い手確保対策について)

小越委員 もう一点聞きたいのですが、ここの主要成果説明書の33ページに、林業の担い手確保対策として、新規就労者の参入促進が48人とあるのですが、その48人は平成20年度だけで48人ふえたのでしょうか。この48人の方々は実際に生活の糧として林業をしているのか、例えば林業組合の事務仕事をしているのか、労務、林業の搬出ということを含めてやっている方なのか、どういう中身なのでしょう。

安富林業振興課長 この48名は、森林組合や林業事業体に就職しまして、実際に現場で作業をやっている者でございます。

小越委員 平成20年度だけで48人ふえたということですね。

そうしますと、意外と言ってはなんですけども、48人は、結構数字が大きいと思うんです。どのようにして48人の方々を新規の就労に結びつけていったのでしょうか。

安富林業振興課長 就労の支援につきましては、就業希望者に対する研修や、それから、直接県ではございませんけれども、全国の森林組合連合会から県の連合会へ予算が流れてきますので、緑の雇用担い手対策事業という、実際に現場で山の仕事をしながら技術を身につけるといふものに助成をしている事業があります。

小越委員 農業は、農業ルネサンス大綱で、平成18年71人、平成20年に100人とあるのですが、林業においては、目標というか、この年に新規就農者をこのように拡大したいとか、そういうプランはないのでしょうか。

安富林業振興課長 就業者をどれだけ伸ばしていくかについてのプランはありません。

小越委員 48人というのは結構な人数だと思うんです。たしか農業だけでも1年間に全体で六十何人ふえていると。

それに比べますと、国の緑雇用担い手対策事業で7万、8万出しているだけで48人ですよ。県としても、この林業の新規就労者を確保しようという政策をつくって、そしてプランをつくって、何年までにこのくらい新規就労者をふやしたいといふものをつくってもいいのではないかと思うんです。

担い手と、それから、県産材をどう売するのか、そして、先ほど何回も皆さんからお話がありました間伐をどうするのか。この48人を自然発生的にふやしていくのではなく、山梨県の林業政策をどうするのかという立場から、農業ルネサンス大綱ではない、プランとして、今後の林業政策の担い手をどうするのかを、ぜひつくってもらいたいと思います。

安富林業振興課長 先ほど説明も足りなかったのですけれども、県の施策成果説明書、予算の概況の中にもありますけれども、森林整備担い手対策基金という基金がございまして、その基金の果実のうち、1,300万円ほどを使って、新規の参入促進や、実際に労働者の安全衛生を図る事業などをやっております。

それから、労働対策としてどう考えているかという御質問ですけれども、先ほどの人数の中でも実は、新規参入してもなかなか定着率が伸びないという問題もありますので、今申し上げましたような事業をさらに進めながらやっていきたいと思っております。

担い手対策の計画につきましては、今後検討したいと思っております。

三枝福祉保健総務課長 先ほど小越委員の御質問で間違った答弁をいたしましたので、訂正をさせていただきます。

ことしの1月現在のホームレスの数につきまして39人と申し上げましたが、38人に訂正させていただきます。また、ホームレスに対する個別の事業等は実施していないというお話を申し上げましたが、そのホームレスの数を調査するに当たりまして、当然それと思われる方々とお話しております。38人のうち7人につきましては生活保護の措置をしております。

#### (医師確保について)

丹澤委員 小越委員の厳しい質問の後でまた、大変申しわけないです。私も課長でいたらどう答えたかなと思いつつ聞いておりましたけれども、2点だけお尋ねします。

個別審査というのは意見書を出すための前段の審査ということですからお尋ねいたしますけど、まず1点目は福祉保健部の医師確保であります、75ページです。

先ほどの岡委員からも質問がありました、医師の修学資金の貸与であります、日本じゅうが医師不足ということで、大都市以外はすべて、何とか医師確保をしたいということでしょう。まさに知恵比べだと思います。

そういう中で山梨県でもこういう制度を創設したということですが、新しく入学した人が今後医者になるまでの間借りる人以外に、もう既に、去年から始まって、1年間ですか、1年間だけ受けたという人はいるのでしょうか。

山下医務課長 19年度から始まった制度でございますが、そのときに既に上級生だった医学生に対しても貸し出しをいたしましたので、おります。

丹澤委員 19年からといたら、20年、21年もきっと4月にあったと思いますが、何人が県内のどういうところに、臨床研修医としてとどまったのか、おわかりになりますか。

山下医務課長 この奨学金の貸与を受けた方で、20年の3月に卒業した方が合計で26名おりまして、そのうちの21名が県内の医療機関に残りました。県外へ出た方が3名、数が合わない2名は国家試験不合格ということでございます。ですから、国家試験合格者24名中21名の方が県内に残ったということで、定着率とすれば87.5%でございます。

また、21年の3月、ことしの3月に卒業した学生さんで、33名の方が奨学金を受けた方でした。そのうち、国家試験不合格、留年、卒業延期ということで国家試験を受けられなかった方が3名おりますので、実質30名の方が国家試験を突破して、そのうち24名が県内の医療機関に残ったということで、80%の定着率ということになっております。

丹澤委員 この奨学金は年数に応じて県内にとどまる期間が違うんですよね。1年、2年受けた人というのは、何年、山梨県内にとどまればいいのですか。

山下医務課長 奨学金のコースが月額5万円と13万円の2つのコースがございます、これらは、5万円のコースの受給者でございますので、3年間、県内の医療機関にいらしていただくことが条件です。

丹澤委員 この制度をどこでも、先ほども言ったように日本じゅうの県が知恵比べでやっているわけですから、少しでも条件がいいところに行ってしまうということになってしまおうと思うのですけれども、3年間いけばいいということになりますと、山梨大学の医学部を卒業して、山梨大学医学部の附属病院に勤務すれば、それで要するにお礼奉公は終わったということになると、ほかに臨床研修医が県内で研修できる場所は、県病院以外はどこがあるのでしょうかね。

山下医務課長 臨床研修の対象病院というのは、県内で届け出がされているのは8カ所ございますが、そのうち1カ所、山梨厚生病院では臨床研修医を採っておりませんので、実際上は7カ所ということですよ。

丹澤委員 その病院の名前は公表できますか。

山下医務課長 県立中央病院、山梨大学附属病院、それから、甲府共立病院、社会保険山梨病院、白根徳洲会病院、市立甲府病院、山梨赤十字病院、これで7つです。

丹澤委員 この7つの病院で、この奨学金を受けた人がどこへ何人行っていますか。

山下医務課長 19年度の卒業生のうち21名が県内に残っているというお話をさせていただきましたが、その21名の内訳でございますが、山梨大学附属病院に16名、県立中央病院に5名でございます。ことしの3月の卒業生で残った24名のうち、山梨大学が18名、県立中央病院が5名、甲府共立病院に1名でございます。

丹澤委員 この制度が山梨大学の附属病院に有利に働くような制度にならないように、各地域に研修医、あるいはそれが定着をしていただくように、ぜひ御努力をお願いしたいと思います。

**(最終処分場に係る経費)**

森林環境部のほうにお尋ねをいたしますけれども、先ほど、これも岡委員が質問をした明野の最終処分場です。最終処分場への今年度の決算額は、これは、きっと明野だけではないですね、23億2,000万円とあります。平成6年から明野村の最終処分場が始まったわけですが、この最終処分場にかかる建設費、完成したのはことしの3月でしたか、そこまでの費用は幾らですか。

橘田環境整備課長 明野の処分場、環境整備センターの建設費は約31億6,100万円です。

丹澤委員 そうですか。建設費ではなくて、要するに平成6年に事業団が発足しましたよね。発足したときに借りた事務所から、そこへ行っている派遣の職員まで、これを一切含めて三十何億ですか。

橘田環境整備課長 失礼しました。今の31億は純粋に工事費が31億6,100万円という状況です。

あと、もろもろの費用がございますけれども、申しわけございませんが詳細に把握しておりません。恐らく委員がおっしゃっているのは、明野の人件費がどのぐらいかかっているのか、あるいは設計費等々や事業団の運営費ということですので、数字を把握しまして、後ほど御報告させていただくということでしょうか。

丹澤委員 では、今回料金も算出しましたね。平成6年から完成までに15年かかっている。それから5.5年、埋め立てが終わった後10年、合わせて30年、その30年間に見込む、今回の料金の算出根拠になった数字ですけれども、それは幾らと見込んでいるのですか。

橘田環境整備課長 平成6年の事業団設立以来、埋め立て終了後10年間の関係期間を見込みまして、平成35年までということで、総額で約73億を見込んでおります。

丹澤委員 そうすると、73億円は、ともかく埋まっても埋まらなくてもかかるということですね。

再三、多分委員会でもいろいろ聞いているし、僕も本会議のときにこれは本当に埋まるのかと質問しましたが、今の現状で見るとどうも、とてもこれは5.5年で埋まる数量にならないというようなことを新聞で見えています。今、県として、あるいは事業団として、その対策というのはどのようにしようとしているのですか。

橘田環境整備課長 明野の廃棄物の受け入れ量につきましては、経済状況等々の影響がござい

て、非常に厳しい状況になっております。

今、環境整備事業団に、外部の有識者をメンバーとした経営審査委員会を設けて、いろいろな御議論をいただいているところでございます。第1回は6月23日に行いまして、本日午後、第2回目の経営審査委員会をやっている状況でございますので、その経営審査委員会での御議論あるいはその中のいろんな御意見等を踏まえまして、県として、また、事業団として、どのように対応していくかということを検討していくことになろうかと思えます。

丹澤委員

そういうものはあなた任せで決めてくださいということなのかはよくわかりませんが、今、課長の話を聞くと、経済状況が悪いから埋まらないんだと。経済さえ好転すれば埋まるということなのかもしれませんけれども、この5.5年の間にあれが埋まるほど経済状況が好転するという見通しなのでしょうか。

橘田環境整備課長

その辺につきましても、経営審査委員会で御議論等いただいている状況になるかと思えます。

丹澤委員

そうすると、私が一番懸念することは、皆さんがいつまでも経営審査委員会に任せて、意見が出たらやるんだと、まず、あなた任せ。それから、2つ目は、いや、外部要因があるんだ、つまり経営状況が悪くなったから、私の責任ではないと。だれもがやめてしまったら、つくった人の責任でなくなるわけです。橘田課長が最終的に悪いわけではない。ここに最初からかかわっておる石山技監などがいるけれども、平成35年までのときにはみんなやめてしまう。そのときには、済みません、県民の皆さん、これだけ負担してくださいと言わなければならないわけでしょう。

私が心配するのは、そのときに、73億円かけたものを空気を埋めてしまう、それではもったいないだろうとあって、安定型へ埋められるコンクリートなどをやたら持ってきて、これまた安くして埋めさせる。これは管理型ですからね。埋め立てればいや、何しろ埋まればいや、赤字になっても埋まればいやという考え方を持たれては困るなど思っているんですよ。

その辺を経営審査委員会で決めますなんていうことではなくて、県がもともとは指導してつくったんでしょう、これは公的関与というのが必要だと。だから、その辺をどういうふうに考えているのですか。あなたが決めてください、何とか委員会で決めてください、私たちはそれを見てやりますと。その辺はつくった責任として、どう考えているのでしょうか。

橘田環境整備課長

公共関与の処分場の必要性ということで、そこがまず原点だと考えております。全国に最終処分場は約2,300ございます。山梨県には2つしか処分場がございません。1つは安定型の処分場で、もう埋立容量がほとんどないというものが1つ、それから、民間の自分の会社の処分場が1つ、こういう状況です。したがって、最終処分場がなければ困ると、こういうところから出発したものです。

平成6年にそういう状況で環境整備事業団をつくりましたけれども、いまだにその処分場の状況は変わっていないということが1点。それから、2点目としましては、全国的によその県からの産業廃棄物の受け入れを制限しているということが非常に強まっているところです。全国の状況では、事前協議やあるいは搬入制限と言っているのが、平成19年の調べでございますけれども、34の道県に

において、よその県から廃棄物を持ち込む場合には事前に相談をしてくださいということをやっております。そのうち14道県につきましては、そもそもよそからの廃棄物については受け入れをしない、こういう状況になっております。そういう中で、先ほど言いましたように、2つしかないという状況がいまだに続いております。

産業廃棄物は法律上、民間事業者がやるべきものです。ただ、整備が民間において進まない場合には、公共関与によって補完をしていくことが望ましい、こういう状況ですので、県としましては、まさに補完をして公共関与でつくらなければならないということで、明野の環境整備センターをつくったということです。

それで、これが一般廃棄物であれば、当然その処分についてはそれぞれの市町村の責務としてやらなければならない、こういう状況です。産業廃棄物もまさに、山梨県の今の状況を見ると、果たしてその処分場がなくていいのかと、こういう議論に立ち返ると思いますので、私どもとしては産業廃棄物の最終処分場がなくては困るという観点で事業を進めて、環境整備センターを5月にオープンさせたということでございます。

丹澤委員

私は、産業廃棄物処分場は要らないなんて言っていない。必要なことはわかっているけれども、73億円は、どういうふうにしてこれを解消していくのか、償還していくのかと。最終処分場は要らないなんて言っていないよ。

大体、県内に2カ所しかない安定型の処分場が困るというのであれば、なぜ許可しないんですか、安定型を。安定型へ入れるべきものを管理型へ入れるようなことはしないでしょうねと聞いているんですから。

橘田環境整備課長

安定型の処分場につきましては、安定5品目というものだけを埋め立てができるという処分場です。それについては、管理型の処分場でも当然に埋め立てることができます。安定型の処分場と管理型の処分場の料金単価の状況等もありまして、なかなか安いほうへ行ってしまうということも1つの原因かと考えております。

そこで、必要な処分場ではございますけれども、一方、計画から建設まで15年余かかっているというようなこともございまして、経費もかさんだという状況にございます。今、収支の見直しということを経営審査委員会で御議論いただいているところで、その収支の部分につきましては経営審査委員会の御議論もいただきながら、県としてどうやっていくかということを検討してまいりたいということでございます。

丹澤委員

これ以上は後でまた総括審査でやりますから。

これだけ金をかけた管理型処分場に、安定型へ入れるものを埋める、それは法律で違反ではないから埋めてもいいんだということだったら、この金をかけて、歳月をかけて、わざわざこんな管理型のものをつくって、安定型へ入るものを埋め立てなくてもいいのではないかと、僕は思っているんですよ。

だから、答えは要りませんけれども、ともかく5.5年で埋めればいいやということになって、本来ならば安定型へ入れられるものをここへ埋めて、はい、全部埋まりました。だけど、赤字はこんなに出ましたということのないように、経営審査委員会ですか、そこをお願いするのですけれども、ぜひ県としてもしっかりとした対策をとっていただきたいです。



その他

- ・ 審査日程に、11月20日を予備日として追加することとした。

以 上

決算特別委員長 望月 清賢